第４に掲げる項目をいい、特定ガス導管事業者にあっては託送料金算定規則別表第８に掲げる項目をいう。以下この別表において同じ。）に配賦し、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比によって配賦すること。

③　②の規定にかかわらず、当該事業年度の前事業年度末におけるガスメーター取付数が１万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦し、供給販売費と一般管理費を併せて整理している者は、第１表の供給販売費の基準によって供給販売費及び一般管理費を配賦すること。

（３）　特定ガス導管事業者にあっては（２）の規定にかかわらず、託送料金算定規則別表第６の方法及び託送料金算定規則別表第７の基準によって配賦することができる。

（４）　事業税（利益に関連する金額を課税標準とするものを除く。）は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すること。

（５）　最終保障供給費用は、最終保障供給に係る費用（託送費用に相当する額を除く。）を適切な方法で算定すること。

３．ガス事業に係る次に掲げる収益又は費用を、それぞれ次の比率又は方法により、託送供給関連部門の収益又は費用に整理すること。

（１）　資金運用に係る営業外収益　料金収入比（ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める１．に定めるところにより託送収益として整理した額の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）

（２）　雑収入（託送料金算定規則別表第１第３表（特定ガス導管事業者にあっては、託送料金算定規則別表第５第３表）に掲げるものに限る。）　発生の主たる要因に応じて直接配賦。ただし、これにより難い場合にあっては、機能別原価項目の金額比

（３）　その他の営業外収益　発生の主たる要因に応じて直接配賦。ただし、これにより難い場合にあっては、機能別原価項目の金額比

（４）　特別利益　発生の主たる要因に応じて直接配賦。ただし、これにより難い場合にあっては、料金収入比

（５）　資金調達に係る営業外費用　固定資産金額比

（６）　雑支出等（託送料金算定規則別表第１第１表（２）（特定ガス導管事業者にあっては、託送料金算定規則別表第５第１表（２））に掲げる営業外費用に限る。）　発生の主たる要因に応じて直接配賦。ただし、これにより難い場合にあっては、機能別原価項目の金額比

（７）　その他の営業外費用　発生の主たる要因に応じて直接配賦。ただし、これにより難い場合にあっては、機能別原価項目の金額比

（８）　特別損失　発生の主たる要因に応じて直接配賦。ただし、これにより難い場合にあっては、機能別原価項目の金額比

（９）　法人税等　法定実効税率を用いて算定。ただし、零を下回る場合にあっては、零。

４．１．から３．により整理した託送収益及び託送費用を基に、様式第１の託送収支計算書を作成すること。

第１表

託送費用関連配賦基準表

項目		配賦基準
供給販売費	労務費	人員比
	修繕費	固定資産金額比
	消耗品費	人員比
	賃借料	
	導管関連	導管延長比
	その他	人員比
	租税課金（事業税を除く。）	
	固定資産税	固定資産金額比
	道路占用料	導管延長比
	その他	人員比
	固定資産除却費	固定資産金額比
	減価償却費	固定資産金額比
	その他供給販売費	人員比

第２表

託送費用関連配賦項目表

項目	費用の内容
ホルダー費用	ガスホルダー及び圧送機の建設・維持・管理に関する費用
高圧導管費用	高圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧導管費用 中圧Ａ導管費用と中圧Ｂ導管費用に区分するときは	中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧Ａ導管費用	導管への供給圧力0.3ＭＰａ以上1.0ＭＰａ未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧Ｂ導管費用	導管への供給圧力0.1ＭＰａ以上0.3ＭＰａ未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
低圧導管費用	低圧導管の建設・維持・保全に関する費用